

美幌町告示第108号

次の差押調書及び配当計算書を、地方税法第20条の2及び美幌町税条例第6条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は町民生活部税務課納税グループで保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月10日

美幌町長 平野 浩司



記

1. 送達する書類

- ・差押調書
- ・配当計算書

2. 送達を受けるべき者の氏名等

| 住 所         | 氏 名   |
|-------------|-------|
| <div></div> | 山岸 健大 |